

基勞補発1030001号

平成18年10月30日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

労災保険指定医療機関の指定取消に係る厳正な対応について

労災保険指定医療機関の指定に係る事務処理手続は、平成7年7月25日付け基発第476号「労災保険指定医療機関に係る事務取扱いについて」別添の労災保険指定医療機関療養担当規定（以下「療養担当規定」という。）により行うこととされている。

ところで、今般、徳島労働局において、労災診療費の請求に関し不正行為のあった医療機関に対し、療養担当規定第21の1に基づき労災指定医療機関の取消しを行うこととした事案について、別添のとおり新聞発表を行ったところである。

今回の労災指定医療機関の取消しは、第三者からの情報提供を受け医療機関に対する立入調査、当該医療機関に通院している被災労働者からの聴取調査等を実施した上で、不正請求を確認するに至ったものであるが、貴局におかれても、このような外部からの情報提供等を契機とした労災指定医療機関に対する厳正な対応について徹底すること。

徳島労働局発表  
平成18年10月26日

担 当	徳島労働局労働基準部
	労災補償課長 菊池 宏二
	労災補償監察官 桜井 清一
	電話 088(652)9144

### 労災保険指定医療機関の指定取消について

徳島労働局は、医療法人久次米医院（三好市山城町）について、労災保険に係る診療費の不正請求を確認したことから、同医院の労災指定医療機関の指定の取消を、平成18年11月30日付けで行うこととし、10月25日にその旨の通知を同医院に対し行った。

#### 1 指定の取消を行う労災指定医療機関の概要

名称 医療法人 久次米医院  
所在地 徳島県三好市山城町末貞761-1  
診療科 内科、循環器科、外科、整形外科

#### 2 労災指定医療機関制度

医療法人久次米医院（以下「久次米病院」という。）は、業務災害の被災労働者等に対する労災保険の療養の給付（診察や処置、手術その他の治療等）を行う医療機関として、徳島労働局長が指定を行った労災指定医療機関である。このように都道府県労働局長が指定を行った労災指定医療機関では、被災労働者は、無料で、診察や治療等の療養の給付を受けることができ、当該診察や治療等に要した費用については、当該指定医療機関からの請求に基づき、政府から支払われることとなっている。

#### 3 労災指定医療機関の指定の取消を行った経緯

久次米病院において労災診療費の不正請求が行われているとの情報を得たことから、徳島労働局では、本年1月に同医院に対し立入検査を実施するとともに、同医院に通院している被災労働者への聴取調査を実施したところ、以下に掲げる事実が確認された。

- (1) 通院している振動障害の被災労働者に対し、1人当たり1ヶ月に約1回しか医師による診察が行われておらず、他の通院日においては、診察を行わないまま、被災労働者自身に低周波治療器、マッサージ器等の治療機器を操作させる等していたこと
- (2) 上記(1)にもかかわらず、平成13年5月から平成18年2月までの間の診察を行っていない日の労災診療費として、診察が行われていなければ算定や請求を行えない再診料、療養時指導管理料、処方料、調剤料、消炎鎮痛処置、外来管理加算を、政府に対し不正に請求していたこと
- (3) 上記(2)の結果、合計304,526,228円の支払いを受けていたこと

#### 4 労災指定取消の理由等

上記2の労災指定医療機関の指定は、診療費用の請求に関し、不正行為があった場合には、都道府県労働局長が取り消すことができるとされている。久次米医院は、上記3のとおり、長期にわたり、医師による診察がないにもかかわらず、再診料、療養時指導管理料等を請求しており、診療費用の請求に関し不正行為があったものと認められることから、徳島労働局では、同医院に対する労災指定医療機関の指定を平成18年11月30日付けで取り消すこととし、10月25日、同医院に通知を行った。

#### 関係法令等

##### ○労災保険法第13条第1項

療養補償給付は、療養の給付とする。

##### ○労災保険法施行規則第11条

(療養の給付の方法等)

法の規定による療養の給付は、法第29条第1項の労働福祉事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所、薬局若しくは訪問看護事業者(居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助(以下「訪問看護」という。))の事業を行う者をいう。以下同じ。)において行う。

##### ○労災保険指定医療機関療養担当規程第21条

(指定の取消)

指定医療機関が、次の各号の一に該当する場合においては、都道府県労働局長は、その指定を取り消すことができる。

- 1 診療費用の請求に関し、不正行為があったとき